

防整整第2826号  
令和7年2月13日

大臣官房会計課長  
地方協力局環境政策課長  
防衛大学校総務部管理施設課長  
防衛医科大学校事務局企画部管理施設課長  
防衛研究所企画部総務課長  
統合幕僚監部総務部総務課長  
陸上幕僚監部防衛部施設課長  
海上幕僚監部防衛部施設課長  
航空幕僚監部防衛部施設課長  
情報本部計画部事業計画課長  
各地方防衛局調達部長  
帯広防衛支局長  
熊本防衛支局長  
名護防衛事務所長  
防衛装備庁長官官房会計官

殿

整備計画局施設整備官  
( 公 印 省 略 )

E C I 方式における設計業務を分割発注する場合の設計総合調整業務について (通知)

標記について、別紙のとおり定めたので通知する。

添付書類：別紙

写送付先：整備計画局施設計画課長、建設制度官、提供施設計画官

E C I 方式における設計業務を分割発注する場合の設計総合調整業務について

1 目的

技術提案・交渉方式における設計段階から施工者が関与する方式（以下、「E C I 方式」という。）の設計業務においては、①部隊の運用に支障をきたさないよう、駐屯地／基地全体にわたる施工計画・仮設計画等を立案、②多数の施設の性能・機能等の整合性を図り仕様を決定、③別途発注される技術協力業務からの技術提案について、適切に設計に反映などの特性を踏まえ、駐屯地／基地を一体として設計する必要がある。

E C I 方式の設計における設計総合調整業務は、実施設計業務を分割して発注する場合に分割された設計業務全体の一体性を確保するための業務であり、当該業務において各実施設計業務との総合的な調整を実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

2 概要

設計総合調整業務は、E C I 方式における設計業務を分割して発注する事案において、1期目に発注する業務（基本設計、一部の建物、幹線ユーティリティ及び全体仮設計画の実実施設計）に含めて発注し、後年度に実施設計を分割し別途発注される各実施設計業務を対象とした総合調整業務である。

【従来の発注イメージ（例：対象建物50棟）】

業務内容	x年	x+1	x+2	x+3	x+4	x+5	備考
基本設計（対象建物50棟）	▼：公募型プロポーザル方式						
実施設計（対象建物50棟）	[Red bar]						
技術協力反映業務	[Blue bar]						
技術協力反映業務	[Orange bar]						



【分割化後の発注イメージ（例：対象建物50棟）】

発注ロット	業務内容	x年	x+1	x+2	x+3	x+4	x+5	備考	
1期目	基本設計（対象建物50棟）	▼：公募型プロポーザル方式							
	実施設計（幹線ユーティリティ、全体仮設計画※）	[Red bar]							①業務
2期目	実施設計（対象建物15棟）	▼総合評価落札方式 ※※							②業務（その1）
	技術協力反映業務	[Blue bar]							②業務（その2）
3期目	実施設計（対象10棟）	▼総合評価落札方式 ※※							②業務（その3）
	技術協力反映業務	[Blue bar]							②業務（その4）
4期目	実施設計（対象10棟）	▼総合評価落札方式 ※※							②業務（その4）
	技術協力反映業務	[Blue bar]							

※ ユーティリティの仮設・切り直し計画、資材置場の計画等を含む  
 ※※ 標準型（1：3）または標準型（1：2）を基本とする。

### 3 対象施設

設計総合調整業務の対象施設は、1期目で基本設計を実施した新設及び改修施設で、後年度以降に分割し実施設計業務を行う施設とする。ただし、本業務の受注者が分割した後年度以降の設計業務の受注者と同一の者の場合は、6（3）による。

### 4 業務内容

設計総合調整業務は、E C I 導入の特性を踏まえた一体性を確保することを目的とした業務であり、標準的な業務内容は以下のとおり。

#### （1）基本設計と各実施設計の総合調整

駐屯地／基地全体の部隊運用上の特性を踏まえた基本設計等の内容を、各実施設計に反映させるための調整を行う。

#### （2）各実施設計への設計方針の伝達

関連する各実施設計業務の受注者に対し、監督官を通じ基本設計の成果品を貸与し、実施設計に必要な設計方針を伝える。

#### （3）全体計画を踏まえた各実施設計への助言・提案

関連する各実施設計業務の受注者に対し、監督官を通じ駐屯地／基地全体の整備計画を踏まえた施工計画・仮設計画等を伝えるとともに助言及び提案を行う。

#### （4）その他

- ・関連する実施設計業務の把握
- ・発注者と受注者との協議により必要と認められる業務

### 5 業務人・時間数

#### （1）特記仕様書への記載

設計総合調整業務に必要な延べ人・時間数を特記仕様書に明記する。

#### （2）業務人・時間数の算出

設計総合調整業務に係る人・時間数は、対象施設ごとに下表の標準人工数（1棟あたり）をそれぞれ乗じて延べ人・時間数を算出する。

なお、業務の実績に応じ後日精算とする。

表 設計総合調整業務に係る標準人工（1棟あたり）

延床面積	標準人工数[人・時間]
5,000㎡以上	197
5,000㎡未満、1,000㎡以上	105
1,000㎡未満	70

## 6 業務費用の積算

### (1) 業務費用の計上

設計総合調整業務に係る業務費用は、設計業務委託料の積算価格の算出における「直接人件費」に計上する。

### (2) 単価

直接人件費の単価は、整備計画局長が定める「設計業務委託等技術者単価」における技師Cの単価とする。

### (3) 業務内容の精査

本業務の受注者（JVの場合は代表者）が後年度以降に分割した設計業務の受注者（JVの場合は代表者）と同一の者の場合は、本業務が不要になるため業務内容の取止めを行う。

### (4) その他

その他、本通知に定めのない事項については、以下の通知による。

- ・建設工事に係る設計業務委託積算価格算定要領について（防整技第7171号。28.3.31）
- ・官庁施設の設計業務等積算基準等の運用について（防整技第922号。令和6年1月19日）

## 7 特記仕様書への記載例

### (1) 設計総合調整業務を実施する業務の場合

6. 設計と条件			
(略)			
(5) 関連業務			
業務種別	件名	履行期間	備考
測量調査	〇〇 (●) 〇〇〇〇測量調査	令和〇年〇〇月〇〇日	
土質調査	〇〇 (●) 〇〇〇〇土質調査	令和〇年〇〇月〇〇日	
技術協力業務	〇〇 (●) 施設最適化総合設計にかかる技術協力業務	令和〇年〇〇月〇〇日	
実施設計※	〇〇 (●) 施設最適化総合設計 (その2) (仮称)	未定	
※ 設計総合調整業務の対象。 本業務に含まれない実施設計業務については、後年度に分割し発注を予定			

## 第●● 設計総合調整業務

1 本業務は、実施設計を後年度に分割し別途発注される設計業務に対し、E C I 導入の特性を踏まえた一体性を確保することを目的とし、部隊運用上の特性を踏まえた基本設計等における考慮要素を各実施設計業務に反映させる以下の業務を実施するものとする。

また、本業務の対象施設は別紙●●に示すとおり、本業務で基本設計を実施した施設で、後年度以降に実施設計を行う施設とする。

なお、本業務の受注者（J Vの場合は代表者）が分割した後年度以降の設計業務の受注者（J Vの場合は代表者）と同一の者の場合は、本業務が不要になるため業務内容の取止めを行う。

### (1) 基本設計と各実施設計の総合調整

駐屯地／基地全体の部隊運用上の特性を踏まえた基本設計等の内容を、各実施設計に反映させるための調整を行う。

### (2) 各実施設計への設計方針の伝達

関連する各実施設計業務の受注者に対し、監督官を通じ基本設計の成果品を貸与し、実施設計に必要な設計方針を伝える。

### (3) 全体計画を踏まえた各実施設計への助言・提案

関連する各実施設計業務の受注者に対し、監督官を通じ駐屯地／基地全体の整備計画を踏まえた施工計画・仮設計画等を伝えるとともに助言及び提案を行う。

### (4) その他

- ・ 関連する実施設計業務の把握
- ・ 発注者と受注者との協議により必要と認められる業務
- ・ 業務を実施した際には、その都度書面（打合せ記録簿）に記録し、監督官に報告するものとする。

2 本業務における業務人・時間数は延べ●●●●人・時間を見込むものとし、実績に応じて後日精算とする。

(参考内訳)

5, 0 0 0 m <sup>2</sup> 以上	●●棟	●●●●人・時間
5, 0 0 0 m <sup>2</sup> 未満～1, 0 0 0 m <sup>2</sup> 以上	●●棟	●●●●人・時間
1, 0 0 0 m <sup>2</sup> 未満	●●棟	●●●●人・時間

(2) 設計総合調整業務から調整を受ける実施設計業務の場合

2 業務の実施

(略)

関連業務

業務種別	件名	履行期間	備考
測量調査	〇〇 (●) 〇〇〇〇測量調査	令和〇年〇〇月〇〇日	
土質調査	〇〇 (●) 〇〇〇〇土質調査	令和〇年〇〇月〇〇日	
技術協力業務	〇〇 (●) 施設最適化総合設計にかかる技術協力業務	令和〇年〇〇月〇〇日	
基本設計※	〇〇 (●) 施設最適化総合設計 (その1)	令和〇年〇〇月〇〇日	

※本業務に含まれる実施設計に対して、基本設計等における考慮要素を反映させるための設計総合調整業務が含まれている。当該基本設計業務の受注者（JVの場合は代表者）より基本設計等における考慮要素について調整を受け、本業務における実施設計に反映させること。

なお、本業務の受注者（JVの場合は代表者）と当該基本設計業務の受注者（JVの場合は代表者）が同一の者である場合は、設計総合調整業務は取止めるものとする。